

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市自転車駐車場	評価主体	環境部 環境政策課
指定管理者	ミディ総合管理株式会社 (公券)非公券	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	街の美観を維持し、自転車等利用者の駐車場の利便を図るため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告(年1回) 管理月報(月1回)	利用者の満足度調査等	・意見箱の設置(令和2年度0件)	実地調査実施日	令和3年5月20日 現地訪問
-------------	------------------------	------------	------------------	---------	-------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	52,250,000	45,624,330	731,200	522,972	361	—	—	
令和元年度	50,766,000	59,597,430	731,100	637,645	361	—	—	
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	自転車駐車場業務実施要領どおり適切に使用承認がなされており、公平な処理に努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	業務仕様書及び事業計画のとおり実施されている。また、個人情報等は、適切に管理されている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	関係法令等を遵守している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われたか。	駐車場の受付業務の機械化やプリペイドカードを導入し適正化を図っている。また、各自転車駐車場にFAXを活用し、日々の業務報告、使用料の集金状況を報告しており、適正かつ迅速化を図っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	有資格者による適切かつ確実な点検業務及び日常のチェックリストに基づく巡回点検により小規模な施設修理は市に報告し、指定管理者の設備部門により早急に対応し大規模な不具合や故障の未然防止に努めている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	管理人は自転車駐車場運営に重要な有資格者を優先して置いている。危機管理マニュアル等を作成し非常時の対応にも備えている。また、損害賠償保険にも加入し、消防点検も適切に実施している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおり事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	管理業務仕様書に基づき、事業計画どおり実施されている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおり事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	一時利用の機械化や電子マネー決済の導入及びLED照明の導入やAEDの設置等サービス向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	共通利用できるプリペイドカードや電子マネー設備及び定期利用予約のネット利用の導入等、利用者への利用促進やサービス向上に努めている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	概ね計画どおり経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	役員→部(第二事業部駐車場グループ)→総括指導員→現場責任者(班長)→管理人の順で指揮系統は的確である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	近隣他府県及び県内他市において多数の自転車駐車場の運営に携わっており、そこで培われたノウハウが本市の自転車駐車場の管理運営にも効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	財務状況は健全である。 令和3年1月1日にビルメンテナンス部門が近鉄ビルサービスへ移管統合される事業統合が行われたが、ビルメンテナンス部門の経営効率化に伴う事業統合であり、資本関係は近鉄関係会社としてより強固となった。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	指定管理者は随時巡回を行うほか、場内美化、接遇向上に務め、利用者が安全安心に利用できる環境を提供した。またトラブル発生時の報告体制も確立し、迅速な対応を行った。また、年始から年度末にかけては新型コロナウイルス感染防止対策にも速やかに対応し、現場担当者へのマスクや消毒液の配置など、利用者や現場担当者への安全対策も行った。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況


前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の種類

番号	施設名	(使用料/利用料金)収入(円)など	
		令和2年度	令和元年度
1	奈良市中筋自転車駐車場	13,659,020	17,199,060
2	奈良市高の原第一自転車駐車場	2,683,080	3,257,240
3	奈良市高の原第二自転車駐車場	12,768,620	17,713,720
4	奈良市高の原第三自転車駐車場	12,254,260	15,729,960
5	奈良市高の原第四自転車駐車場	4,259,350	5,697,450
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市柳生の里観光施設（旧柳生藩家老屋敷、旧柳生藩陣屋跡、柳生観光駐車場）	評価主体	観光経済部観光戦略課
指定管理者	柳生観光協会 	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	柳生の里を訪れる観光客及び市民の観光と利便に供するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・業務報告（月報・日報）の確認 ・現地調査（随時）	利用者の満足度調査等	旧柳生藩家老屋敷お客様アンケート	実地調査実施日	-
-------------	--	------------	------------------	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	旧柳生藩家老屋敷 4,625,862 旧柳生藩陣屋跡 527,000 柳生観光駐車場 2,754,517	旧柳生藩家老屋敷 1,285,470 柳生観光駐車場 4,335,400	旧柳生藩家老屋敷 6,500人 柳生観光駐車場 1,700台	旧柳生藩家老屋敷 4,214人 柳生観光駐車場 7,506台	旧柳生藩家老屋敷312日 旧柳生藩陣屋跡365日 柳生観光駐車場328日	100	100	-
令和元年度	旧柳生藩家老屋敷 4,707,000 旧柳生藩陣屋跡 518,000 柳生観光駐車場 2,942,000	旧柳生藩家老屋敷 1,803,450 柳生観光駐車場 978,600	旧柳生藩家老屋敷 6,500人 柳生観光駐車場 1,700台	旧柳生藩家老屋敷 4,399人 柳生観光駐車場 2,030台	旧柳生藩家老屋敷357日 旧柳生藩陣屋跡366日 柳生観光駐車場366日	100	100	-
変動の大きい指標の変動理由	人気アニメの効果により、令和2年度秋に一刀石への観光客が急増したことに伴い、柳生観光駐車場の利用台数の増加及び使用料収入の増収となった。							
特記事項	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車場の臨時休館を行ったため、開館日数が前年より減っている。 ※令和元年は、うるう年							

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車場は、条例や業務仕様書に規定の使用料を徴収しており、平等に利用されており、日報及び月報による報告も適時行っている。旧柳生藩陣屋跡については、使用料が無料であり、市民及び観光客の憩いの場として利用されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び同施行規則に基づき、施設の管理運営についての情報や指定管理者に関する情報については、情報公開請求があれば迅速に公開できるようにしていた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例の遵守に限らず、リスク回避のためのルール設定、運用等を検討し、整備を行った。また倫理観を持って業務を行うようにしていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われたか。	使用料の取扱いについては、業務実施要領に基づき適正に行うように努めた。柳生観光協会として、年2回会計監査を実施し、決算時にも税理士等の指導により会計処理を行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	業務実施要領に基づいて維持管理を行った。毎日施設内や事務室内を点検し、清掃等がしっかり行われているか確認した。また、夜間は警備保障会社による機械警備を実施している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故、災害等の非常時の対応について、業務仕様書等に定める水準どおりに行われたか。	防犯警備、火災監視、緊急時対応等、業務要領に記載されている内容の他に、責任者による施設及びセキュリティー設備の確認強化を実施。緊急時に職員間及び関係機関に即時連絡できるよう連絡体制も整備している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限 に発揮させるもの であること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	施設の運営管理だけでなく、コンテンツツーリズムの一環としてコス プレ受入を実施し、柳生への新たな観光客、リピーターの獲得 に努めた。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	自主事業として毎年実施をしていた「柳生さくら祭」は感染症拡大 のため、中止となったが、一刀石舞台及び案内の修繕、土産物 開発等の受入強化、バーチャルツアー実施に向けた準備を進め た。また、柳生の里写真コンクール入選作品を南都銀行本店、旧 柳生藩家老屋敷で展示し、PRに努めた。	A
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進、サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情及びトラブルの適切な 対応及び防止について、具体的・効果的な方策が行 われたか。	旧柳生藩家老屋敷の畳交換に合わせて、障子張替を実施するな ど、施設を訪れる市民や観光客向けのアンケート実施や要望な どを聞き、運営に反映させていった。苦情等があった場合は、段 階的に対応し、原因究明と再発防止に努めた。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することにつ いて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設内及び備品の破損等の防止に努め、必要不可欠な経費以 外は極力抑えるように職員全員が意識をして、事務を遂行した。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有してい ること	職員の配置、勤務体制及び研 修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含 む。)を満たし、効果的な職員の配置、勤務体制(指揮 系統、責任権限含む。)であったか。	効果的な職員の配置とするため、必要最小限の人数を配置。ま た、書物等を通じ、柳生の歴史を研究し知識向上に努め、職員全 体で共有することで観光案内に活かした。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営業務その他類似事業の業務の 実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されてい たか。	平成18年度から指定管理者として、奈良市柳生の里観光施設を 管理しており、そこで培ったノウハウを業務に活かしている。柳生 観光協会の会員が職員であり、各施設にも地元在住者を基本的 に配置、地域に精通しており、地元との関係構築、管理運営に適 している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	柳生観光協会は、昭和43年4月の設立以降40年以上に渡って健 全に運営されている。市補助金が歳入の多くを占める状態ではあ るが、会費や事業収入等の自主財源もあり財務状況は安定してい る。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること				

5. 総合評価

総合評価	条例、事業計画、業務仕様書及び業務実施要領に基づいて、適正な施設の管理運営を行ったといえる。柳生地区の観光拠点として、観光客への 応対や問合せに対して丁寧な対応をしており、重要な役割を果たしている。また、柳生は、観光資源も多く魅力のある地域であることから、柳生の 里観光施設も含めて、今後の発展が期待される。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	公共交通機関が整っていないこともあり、柳生への訪問客は、主に柳生観光駐車場を利用することとなる。施設の利用者数を増やすために、お客 様アンケートを施設運営の参考にし、積極的に地域行事の情報発信や誘客事業等を実施するように指導した。引き続き、柳生観光協会に現地の 若年層を取り込み、地域の活性化につなげて、更に柳生の魅力を発信していくよう指導した。また、引き続き適正に経理の執行をするように求め た。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	柳生への誘客が施設の使用者増加に繋がることから、「#やぎゅこす」のハッシュタグでSNS発信をするなど、積極的な情報発信を行ってきた。コ スプレイヤーの受入などコンテンツツーリズムへの取組等、市と連携して柳生の魅力発信、受入強化に努めている。
---------------------------	---

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市針テラス情報館	評価主体	観光経済部観光戦略課
指定管理者	地域活性局共同体 (公)非公	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで (〇年間)
設置目的	本市の観光事業及び観光産業の振興を図るとともに、地域振興の拠点として観光客及び市民の利便に供するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業計画の確認(年1回) ・業務報告(月報・日報)の確認 ・現地調査(随時)	利用者の満足度調査等	針テラス利用者アンケート 施設利用者からの意見聴取	実地調査 実施日	-
-------------	---	------------	------------------------------	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	7,740,740円	0	80,000	71,438	316日	100	100	-
令和元年度	7,671,000円	0	80,000	76,213	360日	100	100	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、針テラス情報館の臨時休館を行ったため、開館日数が前年より減っている。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	無料施設として、道の駅「針テラス」の利用客が気軽に、自由に立ち寄り、休憩や地元産品の買い物、情報収集の場として、活用され、また地域の情報発信拠点の一つとしても活用された。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び同施行規則に基づき、施設の管理運営についての情報や指定管理者に関する情報については、情報公開請求があれば迅速に公開できるようにしていた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例の遵守に限らず、リスク回避のためのルール設定、運用等を検討し、整備を行った。また倫理観を持って業務を行うようにしていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われたか。	奈良市針テラス情報館の管理に関する基本協定の規定に基づく報告書の提出をもって、適正な管理を確認した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	業務仕様書に定める水準どおりに、施設・備品等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が実施されていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故、災害等の非常時の対応について、業務仕様書等に定める水準どおりに行われたか。	担当責任者により、退館時の施錠は確実にを行い、また防犯ビデオの確認等、日常の保安、安全確保にも努めた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	都祁地域をはじめ、市全体の情報を収集し、施設利用者に情報提供を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	農産物の販売において、生産者との調整を経て積極的な展開に努めた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進、サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情及びトラブルの適切な対応及び防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業やマルシェを実施することで情報館への集客を図るとともに、PR展示コーナーにおいて都祁地域を写真等で案内してきた。苦情・トラブルの対応については、奈良市や関係者と連携して再発防止等に努めてきた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コスト削減に努めながらも、創意工夫に基づいた無駄のない予算執行を行っていた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置、勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	効果的な職員の配置とするため、必要最小限の人数を配置。職員間での情報共有を図り、接客態度の向上等その意識の向上に努めてきた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	本事業の主體的な事業者である株式会社地域活性化局は、ならまちにおいて観光案内所を営むとともに、農産物及び特産品の直売を行うなど、そのノウハウを蓄積しており、業務に適している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	他の管理施設の収入や事業収入、自主財源等もあり、指定管理期間内において安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	管理にあたり、基本方針や事業計画、協定書などに基づき、適正かつ効果的に事業が行われた。道の駅「針テラス」の構成施設の一つとして、単なる休憩・情報提供施設としての役割を越え、地域農畜産物の紹介、直売の場として、その認知も広まっている。一方で、新型コロナウイルス感染症に伴う来客落ち込み、売上げ減少も見られており、施設の安心安全を確保しつつ、引き続き積極的な拡販や魅力的な商品開発等も求められる。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、地域農畜産物の直売、軽喫茶コーナー、情報発信エリア、トイレ・休憩場所等、左右に長い施設を利用者ができるだけ動き、活用するような館内づくり、施設管理を指示した。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	直売施設に集中する利用者を館内で回遊させるべく、PRコーナーの展示内容を一新するとともに、都祁地域の情報発信を積極的に行い、休憩スペースの改善等を図り、利用者の利便性向上に努めていた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市転害門観光駐車場	評価主体	観光経済部奈良町にぎわい課
指定管理者	ミディ総合管理株式会社 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	きたまち地域を訪れる観光客及び市民の駐車場の便宜を図ること		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認(月1回) ・電話等による協議・意見交換(随時)	利用者の満足度調査等	利用者からのききとり	実地調査実施日	R3.3.31
-------------	---	------------	------------	---------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	2,974,000	1,722,500	7,500	4,029	326	-	-	-
令和元年度	2,948,000	3,247,800	7,500	6,941	365	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年4月25日～5月31日の間臨時閉鎖した。また、観光客の減少に伴い利用者数が大幅に減少した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市転害門前観光駐車場指定管理者業務仕様書及び奈良市転害門前観光駐車場業務実施要領に基づき公平・公正かつ適正な運営を行った。市の駐車場としての趣旨等を丁寧に説明し、公共施設としての平等利用を図った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市の情報公開条例・規則を遵守しており、常に迅速に対応できるような体制を整えている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	企業としての社会的責任と重要性を認識するとともに、コンプライアンス推進委員会を設置し、各部署にコンプライアンス推進リーダーを配置。認識強化と周知徹底に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	業務監査の実施、複数の専門監査員の巡回、統括責任者のチェックなど、適正な経理体制を確立している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常清掃、トイレ清掃は毎日実施。日常清掃で対応不可能な箇所については清掃担当部門が随時対応。日常点検の実施に関しても関係諸法規に準拠した点検を行い、不具合があれば早急に対応できる体制を確立している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	緊急連絡体制、警備業務・危機管理マニュアルに基づき、日常時の保安・警備等安全管理に備えた。夜間等における保安・警備については、警備会社による機械警備委託を行い警備等安全管理に努めた。利用者の事故等に対応するため、賠償責任・動産総合保険にも加入し適切な対応がとれている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画どおりに事業が適正に実施され、概ね計画どおりの成果を挙げている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	例年繁忙期にレンタサイクル事業を行い観光客の利便性の向上に努めた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルについて、迅速に対応できるような体制を確立している。また、「管理スタッフ教育」を実施し、利用者のサービスの向上に努めている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	運営上必要な消耗品や光熱水費などは必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	基本は無人機械管理だが社員1名が統括責任者として毎日巡回。繁忙時には警備員を配置している。職員の研修・講習等、指導についても、適時行っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	近鉄百貨店駐車場や市営駐車場の業務委託の実績があり、駐車場管理業務のノウハウを有しており、適正な運営管理が実施されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	経営は順調に推移しており、指定の期間内に安定的に事業を継続できる。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	苦情・トラブル対応及び防止	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情があった場合には「苦情処理規定」に基づき責任を持って対応し報告し、再発防止のために管理人に再研修を行う。不正駐車や精算機等の故障等に対して、業者と連携して対策を講じた。	B
	地域等における連携・貢献	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	今まで培ってきた駐車場運営管理のノウハウを十分に活かし、駐車秩序の確立・街の美観の維持・利用者の利便性向上をめざし貢献できるよう努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	施設の管理が適正かつ効果的に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	特にありません。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特にありません。
-------------------	----------

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	奈良町からくりおもちゃ館	評価主体	観光経済部奈良町にぎわい課
指定管理者	特定非営利活動法人 からくりおもちゃ塾奈良町（公募）	指定の期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで（5年間）
設置目的	伝統的な町家を後世に引き継ぐとともに、地域の活性化と観光振興の拠点とすること		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認	利用者の満足度調査等	来訪者が感想を書く「雑記帳」の設置	実地調査実施日	R3.3.31
-------------	--------------------------------------	------------	-------------------	---------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （%）		利用者満足度 （%）
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	7,062,158	-	40,000	14,993	259	-	-	-
令和元年度	7,020,000	-	40,000	37,625	301	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大を受けてR2.4.1～R2.5.11の期間臨時休館し、また、ならまちを訪問する観光客が大幅に減少したことにより利用者が大幅に減少した。							
特記事項	平成24年4月28日開館。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良町からくりおもちゃ館条例に基づき、適正な管理運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び奈良町からくりおもちゃ館の管理に関する基本協定書に基づき、情報公開請求があれば、広く情報を開示する。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	当館が公共施設であることをスタッフが自覚し、法令遵守、個人情報保護の重要性を業務実施要項等を教材として研修を通じて深めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	奈良町からくりおもちゃ館の管理に関する基本協定の規定に基づき、報告書の提出をもって、厳正に管理した。指定管理料を他の事業とは分離の上、予算内で支出する中で最大限の成果を目指した執行に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常の開館時間内はスタッフによる清掃及び施設・展示玩具の点検を行い、小規模なものはスタッフで修理を行った。専門的なことは、専門業者に再委託し定期点検、法定点検を行い施設設備の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	緊急時対応連絡網を作成し、保安・警備等の安全管理に努めた。休日・夜間等における保安・警備については、警備会社による機械警備委託を行い安全管理に努めた。また、利用者の万一の事故等に備え、施設入場者損害保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良町からくりおもちゃ館の管理に関する基本協定書に基づき、町家空間の中でからくり玩具等による遊びを体験する事業等を行った。また、施設の運営管理だけでなく、奈良町界隈を中心とした観光案内に努めた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業として、からくり玩具の製作体験等を実施した。臨時休館等に伴い中止せざるを得ない事業もあったが、感染症対策を行いながら事業を実施できた。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域住民等や施設を訪れる来館者の要望を聞き、運営に反映させた。また、親子で来館された際の利便性を考慮して、多目的トイレにおむつ台を設置し、さらに、AEDを施設内に設置することで来館者が安心して施設を利用できる環境を整えた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で事業を実施し、運営上必要な消耗品や備品などは必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、業務内容にあった適正な人数を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	類似施設の管理運営に関する実績は有しないが、長年からくり玩具の研究・製作指導にあたってきた実績を持つ館長をはじめ、役員も歴史や奈良の文化に関する研究者や奈良の観光案内業務経験者であり、その実績・ノウハウを活かした事業が実施されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内で事業を実施しており、安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	苦情・トラブル対応及び防止	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルが発生しないよう、事前回避に努めている。万一発生した場合には事務局員が責任者として速やかに適切な対応をとっている。その顛末は文書化し、スタッフ全員が情報を共有できるようにしている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、実技講座や類似施設の見学など様々な研修を継続的に実施することにより、スタッフ一人ひとりのスキルアップを図り、施設の設置目的を達成するための体制を整えている。	A

5. 総合評価

総合評価	奈良町からくりおもちゃ館条例や協定書、事業計画などに基づき、施設の管理が適正かつ効果的に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	特にありません。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特にありません。
-------------------	----------

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ならまち格子の家	評価主体	観光経済部奈良町にぎわい課
指定管理者	ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム（公募）	指定の期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5年間）
設置目的	本市を訪れる観光客及び市民の観覧と便利に供するとともに、町並み保全に資すること		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認	利用者の満足度調査等	来訪者が感想を書く「雑記帳」の設置	実地調査実施日	R3.3.31
-------------	--------------------------------------	------------	-------------------	---------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	4,203,897	-	85,000	33,093	257	-	-	-
令和元年度	4,208,000	-	85,000	77,933	302	-	-	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大を受けてR2.4.11～R2.5.11の期間臨時休館し、また、ならまちを訪問する観光客が大幅に減少したことにより利用者が大幅に減少した。

特記事項 平成23年度に「ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム」を構成する「ならまち振興財団」が「奈良市総合財団」に統合されることになったので、非公募による選定を改めて実施。「奈良市総合財団」を構成員に含む「ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム」を選定した。

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市ならまち格子の家条例に基づき、適正な管理運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団情報公開要綱及び奈良市ならまち格子の家の管理に関する基本協定書に基づき、情報公開請求があれば広く情報を開示する。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団職員就業規則等に基づき法令順守を徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公益法人会計基準並びに奈良市総合財団会計処理規定等に基づき適正な経理が執行されている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期清掃だけでなく、常勤職員による施設内外の清掃・設備等の点検を行い、施設の不備・雨漏り等については、即座に所管課へ報告し修繕を行うなど維持管理に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	緊急時対応連絡網を作成し、日常時の保安・警備等安全管理に備えた。休日、夜間等における保安・警備については、警備会社による機械警備委託を行い警備等安全管理に努めた。また、利用者の万一の事故等に備え、施設入場者損害保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市ならまち格子の家の管理に関する基本協定書に基づき、生活民具や伝統工芸品を展示し、町家空間を体感する事業等を行った。また、施設の運営管理だけでなく、奈良町界隈を中心とした観光案内に努めた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業として、町家の特徴を紹介するパネル展やならまち紹介の展示、民話に親しむイベントなど他団体との「ならまち」の広報啓発に関する事業の協働開催を行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域住民等や施設を訪れる来館者の要望を聞き、運営に反映させた。苦情等に対しては、誠意を持って対応し、万が一トラブルが発生した場合は、再発防止のために原因究明を行うよう、スタッフに指導している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で事業を実施し、運営上必要な消耗品や備品などは必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見だし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、業務内容にあった適正な人員を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	奈良市総合財団はならまちで他の施設の管理運営事業を行っており、また、株式会社地域活性化局においてもならまちの観光情報の発信を積極的に行っているなど、両者のノウハウが効率的かつ効果的な施設管理に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	奈良市総合財団は奈良市設置の文化施設等さまざまな施設の管理運営事業を受託しており、指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	苦情・トラブル対応及び防止	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	業務の執行過程において苦情・トラブルが発生しないよう事前の回避に努めたが、発生した場合には、速やかで適正な対応と状況に応じた最善の対策を講じ、後の報告と職員による状況の共有をすることで、再発の防止に努めた。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会や地域内で活動する各種団体との連携・協働による共催事業開催や、祭事への積極的な参加なども行い、相互に情報交換を行うことで、地域貢献に努めた。	B
	施設の設置目的に対する考え方	市の方針、施設の性格、設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	ならまち格子の家の設置目的を理解し、市民やならまちを訪れる観光客に広く開放し、観光施設としての機能を果たしている。また、日常の点検や補修により、建物価値を損ねることのないよう建物保全に努めている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、様々な研修を継続的に実施することにより、スタッフ一人ひとりのスキルアップを図り、施設の設置目的を達成するための体制を整えている。	B

5. 総合評価

総合評価	奈良市ならまち格子の家の管理に当たったの基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行われている。世界最大の旅行口コミサイト「トリップアドバイザー」で高い評価の口コミを得ている施設に認定する「2015年 エクセレンス認証」を受賞し、旅行者からの評価も高く、観光案内雑誌やメディアなどの情報発信に努め、近年の奈良町への関心の高まりに応えている
指定管理者に対する指示・指導事項	特にありません。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特にありません。
-------------------	----------

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	奈良町にぎわいの家	評価主体	観光経済部奈良町にぎわい課
指定管理者	奈良町にぎわいの家管理共同体 (公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	伝統的な町家を後世に引き継ぐとともに、観光振興、地域の活性化、市民と観光客の交流及び教育機関との連携の拠点とすること		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者の満足度調査等	来訪者が感想を書く「雑記帳」の設置	実地調査実施日	R3.3.31
-------------	--------------------------------------	------------	-------------------	---------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	16,480,476	-	95,000	36,954	271	-	-	-
令和元年度	16,639,000	-	95,000	89,306	300	-	-	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大に伴いR2.4.11～R2.5.31まで臨時休館したことに伴い、開館日数が大幅に減少した。また、イベントの中止・縮小・内容の見直し等や、ならまち界隈を訪れる観光客の減少により利用者が大幅に減少した。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良町にぎわいの家条例に基づき、適正な管理運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び奈良町にぎわいの家の管理に関する基本協定書に基づき、情報公開請求があれば、広く情報を開示する体制を整えている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	当施設が公共施設であることをスタッフが自覚し、個人情報取扱規定を制定して法令遵守、個人情報の保護、人権の重要性を深めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	奈良町にぎわいの家の管理に関する基本協定の規定に基づく報告書の提出をもって、厳正に管理した。指定管理料を他の事業とは分離の上、予算内で支出する中で最大限の成果を目指した執行に努めた。	適
事業計画に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常の開館時間内はスタッフが点検し、小規模なものはスタッフで修理を行った。専門性の高い内容については、専門業者に再委託し定期点検、法定点検を行い施設設備の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	災害時の緊急マニュアルを作成し、保安・警備等の安全管理に努めた。休日・夜間等における保安・警備については、警備会社による機械警備委託を行い安全管理に努めた。また、利用者の万一の事故等に備え、施設入場者損害保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良町にぎわいの家の管理に関する基本協定書に基づき、「奈良町の町家暮らし」をテーマとした町家に伝わる「生活文化」を体験する事業等を行った。また、施設の運営管理だけでなく、奈良町界隈を中心とした観光案内に努めた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルス感染拡大を受けて、中止せざるを得ない事業が多数あったが、周辺の施設と連携したイベントを開始したり、実施方法を見直したりすることで、例年並みの成果を上げることができた。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域住民等や施設を訪れる来館者の要望を聞き、運営に反映させた。苦情等に対しては、誠意を持って対応し、万が一トラブルが発生した場合は、再発防止のために原因究明を行うよう、スタッフに指導している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で事業を実施し、運営上必要な消耗品や備品などは必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、業務内容にあった適正な人数を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	共同体を構成している団体はいずれも奈良町において長く活動されていて地域との関わりも深く、町家に関する知識も豊富にあり、町家を活かした展示や事業の実施や地域とも良好な関係を築いている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内で事業を実施しており、安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	苦情・トラブル対応及び防止	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルが発生しないよう、事前回避に努めている。万一発生した場合には事務局員が責任者として速やかに適切な対応をとっている。その顛末は文書化し、スタッフ全員が情報を共有できるようにしている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、様々な研修を継続的に実施することにより、スタッフ一人ひとりのスキルアップを図り、施設の設置目的を達成するための体制を整えている。	A

5. 総合評価

総合評価	奈良町にぎわいの家条例や協定書、事業計画などに基づき、施設の管理が適正かつ効果的に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	特にありません。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	近隣の施設や地域と連携した自主事業の実施や、近隣住民との交流など、地域とのコミュニケーション強化を意識した活動を展開しており、前年度の指示事項は改善されたといえる。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市奈良町南観光駐車場	評価主体	観光経済部奈良町にぎわい課
指定管理者	有限会社くすみの木 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	ならまち地域を訪れる観光客及び市民の駐車場の便宜を図ること		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者の満足度調査等	利用者からの聞き取り	実地調査実施日	R3.3.31
-------------	--------------------------------------	------------	------------	---------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	0	3,951,800	17,000	12,291	365	-	-	-
令和元年度	0	5,270,200	17,000	16,185	365	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、観光客の利用が落ち込んだため令和元年度と比較して利用者が減少した。							
特記事項	平成27年11月19日開所							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市観光自動車駐車場条例及び施行規則に基づき、適正な管理運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び奈良市奈良町南観光駐車場の管理に関する基本協定書に基づき、情報公開請求があれば、広く情報を開示する体制を整えている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	関係法令を遵守している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	奈良市奈良町南観光駐車場の管理に関する基本協定の規定に基づき、報告書の提出をもって、厳正に管理した。また、経理の実施については関係法令に基づき、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	機能保持、安全確保及び効率的な管理の観点から、その特性を十分に把握したうえで、必要な保守点検を行い、適正な維持管理に努めている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	事故・災害等の非常時に迅速に対応できる体制を整えているとともに、損害賠償保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画どおりに事業が適正に実施され、概ね計画どおりの成果を挙げている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市奈良町南観光案内所にて、積極的な自主事業が行われ成果を挙げている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルについて、営業時間内は職員による対応、営業時間外は再委託先の専門業者により、迅速に対応できるような体制を確立している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	運営上必要な消耗品や光熱水費などは必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、業務内容にあった適正な人数を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	類似施設の管理経験が豊富な再委託先も連携し、効率的かつ効果的な施設管理を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	財務状況は安定しており、指定期間内に事業を安定的に実施できる。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設の管理が適正かつ効果的に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	特にありません。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特にありません。
-------------------	----------

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市勤労者総合福祉センター	評価主体	観光経済部 産業政策課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年間)
設置目的	勤労者をはじめ広く市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇活用の充実を図ることを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認(月1回) 日常の業務報告(日報)の確認(週2回) 未読時や電話による聞き取り(随時) 	利用者の満足度調査等	・窓口での意見・苦情聴取	実地調査実施日	—
-------------	--	------------	--------------	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	40,465,719	4,152,850	—	26,414	254	—	別紙②のとおり	—
令和元年度	41,178,609	7,509,360	—	54,189	281	—	別紙②のとおり	—
変動の大きい指標の変動理由	コロナウイルス感染症感染拡大防止のための閉館により利用者数は減少し、(使用料/利用料金)収入は減少した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市勤労者総合福祉センター条例等関係法令を職員・利用者が遵守。テニスコートや多目的ホールの利用については、抽選を行い平等利用の確保に努めた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団情報公開要綱、事務処理要領を定め、即時対応できる体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	適正かつ公正な職務の遂行と法令遵守の考え方を真に確立し、不正は絶対許されないという確たる共通意識を持ち、組織として、不正にしっかりと向き合う体制を整備し、公正な運営を図った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	公益法人会計基準並びに奈良市総合財団会計処理規程に基づき適正処理した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常の開館・閉館時には職員が点検し、異常があれば関係先へすぐ連絡し対応している。専門的なものは、業者により定期点検、法定点検を行い施設設備の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危機管理マニュアルを作成し、日頃から様々な状況を想定した訓練を実施し利用者の安全確保に努めた。職員は施設巡回を行い、利用者には声掛けするなど、秩序維持に努めた。災害非常時の初動体制マニュアルを作成し日頃から近隣の所轄消防署と連携をとっている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	施設の管理運営事業を実施し、勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上に寄与した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	教室開催事業として韓国語教室等を実施し、文化教養等の向上を図った。また、健康・体力の維持増進を図るために、ヨガ教室等を計画・実施し、募集人員を上回る応募があり成果を上げた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市民だより、共済ニュースで教室の案内をした。また、ホームページで施設のPRに努め、施設の空き状況を確認できるようにしている。関係機関、団体等に幅広く協力を求め利用促進を図った。苦情・トラブルについては、早期に問題を解決するように対応し、トラブルにならないように努めた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	日頃から無駄を無くすようにし、全体の経費削減に努めた。また、電気使用料は入札を行うとともに、デマンドによる監視を行い、省エネに努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営事業実施のために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、奈良市総合財団職員就業規則に従い効率的で効果的な職員配置を行った。職員の勤務体制は、施設の管理運営、共済事業に支障がないように配慮し、管理係と共済係の職員が相互助け合い、利用者の要望に対処した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	奈良市総合財団が管理する施設や他の類似施設、関係団体との情報交換や連絡を密にし、ノウハウの蓄積に努め、効率的な管理運営に取り組んだ。また、全福センターの会員となっており全福センターとの情報交換やノウハウの指導を得て施設の管理運営に反映した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	奈良市総合財団は奈良市設置の文化施設等さまざまな施設の管理運営事業を受託しており、指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	奈良市勤労者総合福祉センターの管理にあたっては、基本方針や事業計画協定書などに基づいた適正な施設の管理運営を行ってきた。また、施設のPRによる利用促進等に努めていることは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設の老朽化もあって、利用可能な設備にも制限が出てくる中でも、教室開催事業等を通じて、積極的に施設のPRを行い、稼働率を可能な限り上げられるよう指導した。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	施設の老朽化により利用者の足が遠のいていることまたコロナウイルス感染症感染拡大防止のための閉館により利用者数は減少したが、利用可能な設備にも制限が出てくる中でも、教室開催事業等を通じて、積極的に施設のPRを行った。
-------------------	---

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール 等	施設稼働率(%)		(その他主な指標項目)		(その他主な指標項目)	
		令和2年度	令和元年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度
1	多目的ホール	86%	95%				
2	リハーサル室	0%	32%				
3	会議室1	5%	33%				
4	会議室2	32%	39%				
5	会議室3	0%	9%				
6	研修室	23%	32%				
7	和室	18%	29%				
8	技能講習室	1%	8%				
9	視聴覚室	4%	7%				
10	実習室	18%	23%				
11	テニスコート	69%	70%				
12	トレーニング室	75%	95%				
13	シャワー室	10%	33%				
14							
15							

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	なら工藝館	評価主体	観光経済部 産業政策課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	(公募)	指定の期間
			平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	長い歴史の中で研ぎ澄まされてきた奈良工芸の振興発展を図ることを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認 来課時や電話による聞き取り(随時) 実地調査(随時) 	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	--	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	47,699,216	88,300	53,000	20,275	256	-	9	-
令和元年度	47,200,000	305,200	53,000	43,664	292	-	22	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休館や外出自粛の影響により、収入・利用者数・施設稼働率が大幅に減少した。							
特記事項	施設稼働率の指標は貸し出している個展展示コーナーのみの稼働率を算出している。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	なら工藝館条例、同施行規則に従い正しく運営し、平等利用の確保に努めた。個展展示コーナーの利用については平等に行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団情報公開要綱、事務処理要綱を定め、積極的に公開できる体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	すべての職員が法令の遵守はもとより、社会の構成員として求められる価値観、倫理観に基づく誠実な行動に努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公益法人会計基準並びに奈良市総合財団会計処理規程に基づき適正処理した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設備品、展示品の機能と環境を良好に維持するため、職員が日頃から外観点検、機能点検を行い、専門的なものについては再委託している。軽微な故障等については職員で対応するなど仕様書の水準を維持した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	職員が開閉館時に施設設備の状態をチェックしたあと、機械警備に切り替え、展示備品等の安全に万全を期した。災害時対応マニュアルを作成し、職員の対応を明確にし施設の保全及び被害拡大防止を図るなど仕様書の水準を維持した。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	伝統文化の継承を図るため、奈良工芸の振興を図る事業を実施し、工芸作家と連携し工芸教室の充実及び後継者の育成に努めた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	例年開催している事業が、新型コロナウイルス感染拡大の影響により多数中止となったが、工芸教室のほか、販売コーナーで干支展等の企画展を実施し、多数の参加者を得た。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止とせざるを得ない事業がある中で、感染対策を図っての工芸教室の実施など、工芸の紹介と普及を図った。苦情等については正確な内容把握に努め、迅速な解決のため職員間のコミュニケーションをとり、適切な対応に努めた。	C
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	職員全員が節減意識を持ち、無駄をなくすように取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保した。また、労働基準法等関係法令を遵守し、階層別研修等を計画的に実施することで、業務内容にあった適正な人数を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	ならまち等で他の施設の管理運営事業を行っており、地域と連携した管理運営に反映された。従来より蓄積した工芸作家との関係を活用し、工芸作家と連携して事業を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	奈良市総合財団は奈良市設置の文化施設等様々な管理運営事業を受託しており、指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館や外出自粛の影響により、例年通りに運営ができない中で、感染対策等を行うことで、事業の実施を図り、奈良の伝統工芸の発信が途絶えることのないよう努めた。
指定管理者に対する指示・指導事項	令和3年度においては、館の改修に伴い、ホームページのリニューアルや利用SNSの追加などが予定されており、それらを活用してアフターコロナを見越した運営を求めている。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	なら工芸館の認知度をさらに高めるため、SNSや外国語での情報発信等を強化し、伝統工芸の魅力をさらに発信していくことを求めている。新型コロナウイルス感染拡大の影響で来館者数や訪日外国人が減少した中で、写真を含めたSNSでの発信により奈良工芸を広めるという目標に近づいた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	JR奈良駅第1駐車場・JR奈良駅第2駐車場	評価主体	建設部 土木管理課
指定管理者	日本パーキング株式会社 (公募)	指定の期間	平成31年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで (5年間)
設置目的	〇JR奈良駅第1駐車場・JR奈良駅第2駐車場 — 交通渋滞の要因となる路上駐車解消によって道路交通の円滑化を図るとともに、市民の利便に供するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地調査(臨時)	利用者の満足度調査等	利用者等に対するアンケートの実施	実地調査実施日	2020/11/16~12/3 2021/2/28~3/14
-------------	---	------------	------------------	---------	-----------------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (台)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	-	58,983,797	189,800	101,033	365	-	-	-
令和元年度	-	86,961,559	189,800	152,767	366	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令及び宣言解除後における不要不急の外出自粛が影響し利用者数(台)が減少したと思われる。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	公の施設を管理するという意識をもって、奈良市営駐車場条例及び施行規則に基づき、公正・公平かつ適正に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者の候補者の選定について、奈良市指定管理者選委員会における審査結果等を公開している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護等、コンプライアンスマニュアルを全社員に配布している。また情報管理・保護等にかんしては別途、規程やマニュアルを定めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	経理の実施について商法・会社法に基づき適正に処理されている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	機能保持、安全確保及び効果的な管理の観点から、その特性を十分に把握した上で必要な保守点検が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	利用者の安全対策・非常時の対応等についてマニュアルを作成し、その内容により従事者に指導し訓練を行っている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	事業実施計画に基づき実施されたものもあれば、実施されなかつ たものもあった。	C
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	計画どおりに実施されたものの、駐車場利用者の増加には至ら なかった。	C
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	WEB、紙面広告、ポケットティッシュの配布、案内看板設置等に より利用の促進を図った。また、苦情・トラブルについて、すぐに 対応可能なものは迅速に対応し、判断を要することは速やかに 市に報告し対応を協議している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	-	-	
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研 修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の順守を含 む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮 系統、責任権限含む。)であったか。	労働三法を遵守しつつ、統括責任者、常駐担当者と効果的な職 員配置、勤務体制を実施した。また、本社、大阪支店の担当者が 定期的に本駐車場を巡回し、常駐担当者のオペレーションや接 遇等の状況を把握し、問題点があれば現場において指導を行 い、知識及び能力を向上させた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務、その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	本駐車場を含む類似施設の管理経験があり、それらの経験を生 かし安定した管理運営が行われている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	長期にわたる安定的な経済状況である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること				

5. 総合評価

総合評価	本施設及び類似施設の管理経験を生かし、経費の削減に取り組みながら施設管理を実施した。 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令及び宣言解除後における不要不急の外出自粛が影響し利用台数が減少した状況も あり、利用料金収入が減少したことは仕方ないが、収入を補充する意味における自主事業にがほぼできていない状況であった。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	利用料金収入を増加させる方策を検討し次年度の事業計画に反映させるように指示した。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	利用料金収入を増加させる方策を更に提案するように指示したが、本年度の自主事業は目標と大きく乖離し利用料金収入の増加には至らなかった。
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	生涯学習センター、中部公民館、西部公民館、南部公民館、三笠公民館、田原公民館、富雄公民館、柳生公民館、若草公民館、登美ヶ丘公民館、興東公民館、春日公民館、二名公民館、京西公民館、平城西公民館、伏見公民館、富雄南公民館、平城公民館、飛鳥公民館、都跡公民館、登美ヶ丘南公民館、平城東公民館、月ヶ瀬公民館、都祁公民館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	公益財団法人 奈良市生涯学習財団 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域内住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報)の確認 ・各種会議(事務担当者会議・館長会議等) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者アンケート(各事業終了時に実施、回答者数6,334人) ・ご意見箱による利用者意見の聴取 	実地調査実施日	随時実施
-------------	---	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	600,989,557	20,487,670	-	272,038	250	-	別紙のとおり	別紙のとおり
令和元年度	603,400,000	27,261,370	-	538,540	286	-	別紙のとおり	別紙のとおり
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月からの約2ヶ月間は臨時休館となり、休館に伴う指定管理料の未執行分の返納があった。また、利用制限を設けたうえで開館されたが、利用者の活動の自粛傾向が見られ、利用者数は大幅な減少となった。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	利用者に対して従来及び新規を問わず、平等に生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	情報公開については、情報公開・発信を適切に行って説明責任を果たし、事業活動についても透明性及び広報力の強化を意識して情報の積極的な公開や発信をしている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	パソコンで取り扱う個人情報については、各施設において管理と保護を行っている。また、取扱いマニュアルを作成し、慎重な取扱いをしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、適正に行われたか。	ハード面のIT化を推進してデータ処理能力を上げることで、作業の効率化を図っている。また、経理処理の一括化により、不正並びに不透明な処理を防止している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。	施設内外の巡回及び点検を徹底し、軽微修繕については職員が行うことで、大きな修繕に至らないように努めている。また、設備・備品等の保全に万全を期しており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	各施設において、夜間機械警備を行っている。災害については、奈良市危機管理マニュアル及び災害時初動マニュアルに準じた対応に加え、市の避難所担当と円滑に連携がとれるようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画に基づく事業の実施にとどまらず、常に内容の見直し・改善に努めている。また、窓口での相談や貸館業務、主催講座の開催、関係団体への支援などを幅広く実施し、市民の自主的な学習活動の推進を行っている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	生涯学習支援活動と公民館の活性化を図るため、教養・文化・国際交流に関する事業等5分類にわたり事業を実施し、新規利用者の開拓に努めている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域住民と連携した運営を進め、地域リーダー、NPO、自治会などと連携をとりながら利用促進を行っている。また、苦情やトラブル発生時には、速やかに経緯、問題点、改善策の報告が行われている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。また、経費の縮減が図られているか。	施設の維持管理費も入札等の執行により適正に予算が執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。また、単価契約や大量一括購入や入札による新電力へ一部切り替え、館のLED化など、経費の削減を図っている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	組織図を作成し、指揮系統が明確にされている。また、雇用に関する法律を遵守している。さらに、ブロック別研修や、休館期間中の全体研修等により、一人ひとりの職員のスキルアップと共通理解が図れている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	全国公民館優良表彰受賞などの実績をもとに、他府県・他地域での講演活動など全国的な生涯学習活動の促進に貢献してきた経験を効果的に反映させた事業を展開している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	事業計画に沿った事業を展開しているため、安定的に事業を継続できる財務状況であり、団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	研修等により職員の特技や専門性を活かした管理運営及び事業展開を行っている。また、積極的に地域に関わり、地域の伝統文化・歴史等の事業や地域課題解決のための事業など、地域に根ざした事業を展開している。	B
	地域等における連携、貢献に対する考え方及び方策	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各施設の地元自治会との連携強化を図っている。また、NPO団体、校区の育友会、PTAなども連携を図り、お互いの得意分野に意見を出し合いながら運営をしている。	B
	人権・地域・福祉・教育・環境への貢献に対する考え方及び方策	人権・地域・福祉・教育・環境に対する団体の社会的責任について認識があり、またそのための具体的・効果的な方策があるか。	人権・地域・福祉・教育・環境に対して正しく理解し、現状や課題などへの認識を深め、各分野における講座を実施し、市民への啓発に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人奈良市生涯学習財団は、地域の生涯学習の拠点として公民館をより市民に利用しやすい施設とするために、各種社会教育関係事業を行い、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する事業を展開することができている。 ・専門知識のある職員が、市民に質の高い安定したサービスを提供することにより、市民の多様化するニーズに応えることができている。 ・アンケートの回答及び満足度等からも適正に管理運営されていると判断できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び稼働率・利用者満足度一覧表

番号	施設名	稼働率(%)		満足度(%)	
		令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
1	生涯学習センター	16.7%	28.7%	94.9%	96.4%
2	中部公民館	42.3%	50.2%	94.5%	95.0%
3	西部公民館	37.0%	60.8%	97.0%	95.8%
4	南部公民館	18.7%	18.4%	92.5%	97.4%
5	三笠公民館	35.9%	43.3%	97.5%	98.0%
6	田原公民館	14.5%	16.4%	96.5%	97.5%
7	富雄公民館	54.7%	60.7%	92.8%	97.3%
8	柳生公民館	4.6%	5.1%	96.6%	95.3%
9	若草公民館	15.1%	21.0%	99.7%	97.1%
10	登美ヶ丘公民館	41.6%	50.9%	99.7%	97.1%
11	興東公民館	3.4%	5.0%	100.0%	99.8%
12	春日公民館	21.2%	27.7%	98.2%	95.0%
13	二名公民館	26.2%	36.6%	99.7%	98.8%
14	京西公民館	33.3%	40.0%	95.7%	95.1%
15	平城西公民館	17.0%	25.5%	100.0%	97.6%
16	伏見公民館	19.2%	23.1%	98.3%	95.7%
17	富雄南公民館	57.8%	58.6%	99.3%	97.8%
18	平城公民館	17.8%	21.8%	99.9%	98.9%
19	飛鳥公民館	20.3%	28.2%	98.2%	95.4%
20	都跡公民館	27.6%	37.3%	93.3%	98.0%
21	登美ヶ丘南公民館	21.7%	23.0%	99.6%	98.9%
22	平城東公民館	22.3%	29.3%	98.0%	95.3%
23	月ヶ瀬公民館	8.6%	17.2%	96.4%	95.3%
24	都祁公民館	4.5%	5.1%	97.2%	98.3%
	平均	24.3%	30.6%	97.3%	96.9%

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	西部公民館学園大和分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	学園三碓地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	310,000	-	-	5,388	202	-	65	-
令和元年度	310,000	-	-	12,293	273	-	75	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限 に発揮させる ものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で絵手紙展示やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	南部公民館精華分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	高樋町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	232,000	-	-	1,845	161	-	51	-
令和元年度	232,000	-	-	5,272	214	-	59	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で福祉フェスティバルなどが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	南部公民館東九条分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	東九条自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	310,000	-	-	1,585	82	-	26	-
令和元年度	310,000	-	-	2,675	117	-	32	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用 を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上でシルバー交流 会、子供会などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮 減が図られるも のであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合 理的であったか。 予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的 な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有してい ること	職員の配置、勤務体制及び研 修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含 む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮 系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の 実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の設置目的に対する考 え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、 指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支 障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽 に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ 活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っ ている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に 対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い 機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けて いる。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	南部公民館明治分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	明治地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	232,000	-	-	4,996	269	-	86	-
令和元年度	232,000	-	-	7,252	300	-	82	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上でふれあい市、健康講座などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものである こと	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	田原公民館横田分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	田原地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	204,000	-	-	114	16	-	5	-
令和元年度	204,000	-	-	227	33	-	9	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で生け花教室、キッズ広場などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	田原公民館水間分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	水間町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	204,000	-	-	918	97	-	31	-
令和元年度	204,000	-	-	1,396	159	-	44	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報に記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用 を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で八重の会(踊り 教室)や子ども会などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮 減が図られるも のであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合 理的であったか。 予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的 な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有してい ること	職員の配置、勤務体制及び研 修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含 む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮 系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されて いたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の 実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の設置目的に対する考 え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、 指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支 障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽 に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ 活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っ ている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に 対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い 機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けて いる。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	田原公民館袖ノ川分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	袖ノ川自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	184,000	-	-	70	4	-	1	-
令和元年度	184,000	-	-	169	16	-	5	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用 を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で老人会などが行 われている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮 減が図られるも のであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合 理的であったか。 予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的 な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有してい ること	職員の配置、勤務体制及び研 修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含 む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮 系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の 実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の設置目的に対する考 え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、 指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支 障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽 に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ 活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っ ている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に 対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い 機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けて いる。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	富雄公民館元町分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	富雄公民館元町分館管理協議会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	232,000	-	-	7,733	304	-	97	-
令和元年度	232,000	-	-	10,367	344	-	94	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限 に発揮させるもの であること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用 を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で古文書による奈 良の歴史の勉強や卓球の集いなどが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合 理的であったか。 予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的 な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研 修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含 む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮 系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されて いたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の 実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の設置目的に対する考 え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、 指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支 障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽 に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ 活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っ ている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に 対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い 機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けて いる。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	柳生公民館興ヶ原分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	興ヶ原町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	184,000	-	-	442	47	-	15	-
令和元年度	184,000	-	-	943	82	-	23	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で子ども達との集いや敬老の集いなどが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	柳生公民館邑地分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	邑地町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	184,000	-	-	313	34	-	11	-
令和元年度	184,000	-	-	1,082	67	-	18	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で野菜づくり教室や健康講座などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	柳生公民館丹生分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	丹生町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	184,000	-	-	779	101	-	32	-
令和元年度	184,000	-	-	2,645	115	-	32	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で農業クラブや味噌作りなどが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	柳生公民館北野山分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	北野山町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	184,000	-	-	130	17	-	5	-
令和元年度	184,000	-	-	187	24	-	7	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用 を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	コロナ感染拡大防止の観点から、事業は自粛し中止された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合 理的であったか。 予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的 な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研 修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含 む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮 系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されて いたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の 実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の設置目的に対する考 え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、 指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支 障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽 に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ 活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っ ている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に 対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い 機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けて いる。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	今年度については、自主事業の実施は中止されたが、地域住民 が集まる場として活用されている。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	興東公民館狭川分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	狭川地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	204,000	-	-	708	64	-	20	-
令和元年度	204,000	-	-	1,909	104	-	29	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で陶芸教室や自彊術体操などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	興東公民館大平尾分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	大平尾町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	184,000	-	-	241	71	-	23	-
令和元年度	184,000	-	-	377	89	-	24	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報に記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で体操教室やカラオケ教室などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	春日公民館西木辻分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	八軒町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	190,000	-	-	4,904	140	-	45	-
令和元年度	190,000	-	-	13,136	240	-	66	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用 を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で各種団体と協力 し、ふれあいサロンが行われている。また武道場では剣道や空手 が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合 理的であったか。 予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的 な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研 修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含 む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮 系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されて いたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の 実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の設置目的に対する考 え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、 指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支 障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽 に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ 活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っ ている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に 対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い 機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けて いる。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	春日公民館大安寺分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	大安寺地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	204,000	-	-	1,872	107	-	34	-
令和元年度	204,000	-	-	3,498	295	-	81	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で地域懇談会の代わりに種刈りを実施されている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	春日公民館大安寺分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	大安寺地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	204,000	-	-	1,872	107	-	34	-
令和元年度	204,000	-	-	3,498	295	-	81	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用 を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で地域懇談会の 代わりに種刈りを実施されている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合 理的であったか。 予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的 な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研 修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含 む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮 系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されて いたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の 実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の設置目的に対する考 え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、 指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支 障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽 に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ 活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っ ている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に 対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い 機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けて いる。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	二名公民館二名分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	二名地区自治協議会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	232,000	-	-	1,657	118	-	38	-
令和元年度	232,000	-	-	4,594	210	-	58	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で分館利用者による大掃除・防災訓練・人権啓発運動が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	二名公民館二名分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	二名地区自治協議会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	232,000	-	-	1,657	118	-	38	-
令和元年度	232,000	-	-	4,594	210	-	58	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で分館利用者による大掃除・防災訓練・人権啓発運動が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	京西公民館平松分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	平松一丁目自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	232,000	-	-	11,466	260	-	83	-
令和元年度	232,000	-	-	11,632	249	-	68	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、分館利用者による清掃作業等が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	伏見公民館あやめ池分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	あやめ池地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	310,000	-	-	19,352	270	-	86	-
令和元年度	310,000	-	-	31,313	323	-	89	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限 に発揮させる ものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で、おはなし広場や、毎年実施しているあやめ池公民館文化祭において作品展が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定し て行う能力を有 していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	平城公民館歌姫分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	歌姫町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	232,000	-	-	957	109	-	35	-
令和元年度	232,000	-	-	1,618	198	-	54	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で、農業研究会やサロン活動などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	飛鳥公民館白毫寺分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	歌姫町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	232,000	-	-	2,978	209	-	67	-
令和元年度	232,000	-	-	5,605	299	-	82	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用 を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で、「秋の歩く会」 のハイキングが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合 理的であったか。 予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的 な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研 修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含 む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮 系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されて いたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の 実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の設置目的に対する考 え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、 指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支 障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽 に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ 活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っ ている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に 対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い 機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けて いる。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	都跡公民館佐紀分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	佐紀中町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------	------------	---	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	204,000	-	-	1,936	178	-	57	-
令和元年度	204,000	-	-	3,131	206	-	56	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月10日から5月31日まで臨時休館としていたことや利用者による自粛傾向により利用者数の実績が大幅に減った。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報が記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍で制限のある中、感染対策を講じた上で、卓球や健康講座が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

令和2年度 実績報告（利用人員）

件数	部屋数	開館日数	年間日数	分館名	合計	館の稼働率
610	5	202	313	西部公民館学園大和分館	5,388	64.5%
202	6	161	313	南部公民館精華分館	1,845	51.4%
95	1	82	313	南部公民館東九条分館	1,585	26.2%
401	4	269	313	南部公民館明治分館	4,996	85.9%
16	3	16	313	田原公民館横田分館	114	5.1%
116	2	97	313	田原公民館水間分館	918	31.0%
4	2	4	313	田原公民館袖ノ川分館	70	1.3%
874	3	304	313	富雄公民館元町分館	7,733	97.1%
47	2	47	313	柳生公民館興ヶ原分館	442	15.0%
34	3	34	313	柳生公民館邑地分館	313	10.9%
109	2	101	313	柳生公民館丹生分館	779	32.3%
17	1	17	313	柳生公民館北野山分館	130	5.4%
76	5	64	313	興東公民館狭川分館	708	20.4%
72	3	71	313	興東公民館大平尾分館	241	22.7%
224	5	140	313	春日公民館西木辻分館	4,904	44.7%
189	4	107	313	春日公民館大安寺分館	1,872	34.2%
416	2	164	313	春日公民館済美南分館	2,857	52.4%
118	2	118	313	二名公民館二名分館	1,657	37.7%
793	5	285	313	二名公民館西登美ヶ丘分館	9,202	91.1%
977	5	260	313	京西公民館平松分館	11,466	83.1%
1,741	8	270	313	伏見公民館あやめ池分館	19,352	86.3%
109	4	109	313	平城公民館歌姫分館	957	34.8%
325	3	209	313	飛鳥公民館白毫寺分館	2,978	66.8%
198	2	178	313	都跡公民館佐紀分館	1,936	56.9%

館の稼働率： 開館日数/年間日数

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市黒髪山キャンプフィールド	評価主体	教育部地域教育課
指定管理者	奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで (5年間)
設置目的	自然環境の中での野外活動、レクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図ることを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月次報告書の確認(月1回)	利用者の満足度調査等	・使用者アンケート(使用ごとに記入)	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------------------------	------------	--------------------	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	3,165,830	-	-	1,472	88	-	59	-
令和元年度	3,219,000	-	-	3,991	110	-	91	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月からの約2ヶ月間は臨時休所となり、休所に伴う指定管理料の未執行分の返納があった。また、利用制限を設けたうえで開所されたが、利用者の活動の自粛傾向が見られ、利用者数は大幅な減少となった。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	常に公平・平等な取り扱いを基本方針として、条例に定められる使用方法に基づき利用を認めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	運営における方針、事業計画、実施状況及び予算執行状況は必要に応じて公開できるようにしている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	法律条例について遵守し、これに基づいた管理運営を行っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	指定管理料の執行にあたり、公明正大を旨として執行し、市からの要請があればいつでも執行状況を公開できるようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設を利用する青少年・市民に対し、清潔・安全・安心で質の高い施設を提供することを念頭に置き、常時管理スタッフが巡回・チェックし、随時補修・整備を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設には管理スタッフを置き、利用者並びに場内の安全確保に努めている。また、非常時に備えて、AEDを設置している。急な天候の変化については防災小屋へ避難できる体制をとっている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	安全・安心できる施設をもって、青少年の健全な育成と市民のレクリエーション活動を支援している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	本施設で実施している市主催の自然体験学習事業「くろかみやま自然塾」についても協働の観点から積極的に協力し、青少年が事業を通じて家庭や学校ではできない体験を通して生きる力を育んでいる。※参加実績107人(令和2年度)	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	しみんだよりや市のホームページ、課のSNSにて情報発信を行っている。利用者満足を第一として、利用した市民等が来て良かったと思える施設・設備の充実、また親切・丁寧な人的対応を行うことにより、認知拡大とリピート利用の拡充を図っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の削減が 図られること	指定管理料の提案額	経費の削減が図られているか。	必要最小限のスタッフ数で管理するとともに、施設の修繕についても、スタッフの技能等による工夫で対応し、経費削減に取り組んでいる。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	協議会内には組織並びに指揮系統が確立されており、場長を代表とした管理スタッフについても、ボーイスカウト内で様々な経験を積んだ指導者が充てられている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他維持事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	管理スタッフをボーイスカウトの指導者及びOBで構成しており、普段のボーイスカウト活動の経験やノウハウが大いに生かされている。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成する ことのできる団体 であること	施設の設置目的に関する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責任を認識しているか。	自然環境の中での野外活動、レクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るという設置目的がよく達成されている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、「利用者満足」を第一に考え、施設の安全対策や施設の保全、また管理スタッフの教育や配置においても前記の理念を持って行われている。	A

5. 総合評価

総合評価	管理運営を行うにあたり、「利用者満足」を第一に考え、施設の安全対策や施設の保全、また管理スタッフの教育や配置についても前記の理念を持って行われており、自然環境の中での野外活動、レクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るという設置目的がよく達成されており、利用者からの評価も高い。また、指定管理料においても適正に執行されている。今後は広報等を通じて施設の認知度を上げ、利用促進・拡大を図っていくことが求められる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市青少年野外活動センター	評価主体	教育部地域教育課
指定管理者	特定非営利活動法人 奈良地域の学び推進機構 (公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	自然環境の中での野外活動、体育・スポーツ及びレクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年野外活動センターを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> ●事業報告の確認(年1回) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) 	利用者の満足度調査等	利用者アンケート(回答数15件)	実地調査実施日	随時実施
-------------	---	------------	------------------	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	23,885,509	463,540	-	3,023	252	-	-	-
令和元年度	24,000,000	2,507,090	-	6,890	294	-	-	-

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月からの約2ヶ月間は臨時休所となり、休所に伴う指定管理料の未執行分の返納があった。また、利用制限を設けたうえで開所されたが、利用者の活動の自粛傾向が見られ、利用者数は大幅な減少となった。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	特定の利用者による独占利用が生じないよう、申込日優先で受付事務を行っている。また、申請受付の方法を窓口・郵送・FAX・E-Mailのすべての方法で対応し、利用者の利便性を高めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	独自のHPは情報提供の更新頻度が高く、また法人としても収支・活動報告など、積極的な情報公開に努めている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	得られた個人情報について、利用申請書から撮影画像に渡るまで細かく分類し、取扱い方法をそれぞれに定めることで、適正な管理に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	月次決算を行い、支出科目ごとに適正性・効率を見直している。また、運営方法の見直し、エネルギー効率化により、経費の縮減が図れている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	コストパフォーマンスを意識しながら、適性な施設整備・維持管理が行われている。また、理事会・総会での確認を行い、管理運営の適正性を判断している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に見回りをを行い、現状を把握し、必要があれば修理作業を行っている。また、害虫発生に至るまで危険箇所について情報共有を行い、利用者への注意喚起を行っている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	利用状況、決算状況等を月別に精査し、即座に検討・改善している。しかし、利用者増に伴い管理コストを圧迫しているため、利用に応じたコストバランスについて検討が必要である。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	青少年対象の自然体験活動や幼児・家族連れ対象の事業を実施している。また、実施したプログラムはリピーターも多く、計画以上の成果が出ている。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	しみんだより・独自HPを利用した情報発信をし、利用者の希望に細かく対応することで、リピーターを多数得ている。また、要望・苦情についての連絡体制が整備され、対応は迅速である。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	経費縮減を徹底しているが、利用者増に伴い提案管理料と運営のバランスをとることが困難な状況にある。今後も指定管理料内での施設の効率運営を継続し、新たな自主事業等による財源確保を検討する必要がある。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	施設の管理運営に支障はないものの、十分な人員配置とは言い難い。今後はワークライフバランスを意識した人員配置に努めて欲しい。	C
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	類似施設との研修会等への参加など、類似施設や事業の情報交換にも積極的である。また、ピザ窯の設置など、得られたノウハウを具体的に活用している。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	利用者の増加に伴い、提案管理料と運営のバランスをとることが困難な状況にあるが、経費縮減を徹底し、安定した施設運営を行っている。また、団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	公的施設の管理に対する考え方	施設を管理運営する上で、特に重視しているコンセンサスがあるか。	青少年の健全な育成のため、また地域資源の活性化と保全のため、近隣地域と協力した効果的な施設運営が行っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	施設所管課だけでなく、関連する部署と協働してプログラムを実施するなど、施設の設置目的を理解した運営が出来ている。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができていますか	アンケート用紙を配置し、要望等については、内容を精査し迅速な対応をしている。また、連絡表やミーティングなどで情報共有し、重要なものについては、理事会に報告をしている。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	平成31年度から本格的にアンケート調査が実施できるよう、体制を整えた。利用者からは満足度の高い評価を得ている。なお、回答数が少ないのが課題である。	B

5. 総合評価

総合評価	近隣地域との協働が図られ、自主事業のプログラムも充実しており、施設を生かしたプログラムの企画力には目を見はるものがある。今後は、更なる利用者の増加を目指し、利用者増加に対応できるよう、コストマネジメントを徹底するとともに、継続的に新たな自主事業等を開発し、財源確保の方策を検討していく必要がある。そして、そのためには人員の配置や体制を整えることも必要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	日頃から施設運営に係る費用の縮減に努めるなど、指定管理料内での運営への努力が見られる。継続して指導していきたい。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和2年度）

1. 施設概要

施設名	上深川歴史民俗資料館	評価主体	教育部 文化財課
指定管理者	奈良市上深川自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月 1日から 令和 5年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の文化財を保存し、その活用を図る。特に地域の無形民俗文化財の伝承に関する事業を行う。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認 実地調査(年2回 10月 3月)	利用者の満足度調査等	利用者との意見交換	実地調査実施日	令和2年10月17日 令和3年3月16日
-------------	------------------------------	------------	-----------	---------	-------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	209,536	-	-	773	50	-	-	
令和元年度	207,631	-	-	1,070	55	-	-	
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	上深川町住民及び市民による利用が、問題なく行われたか。正当な理由なく一部の住民を優遇していないか。	主な利用者である地域住民からの要望も聞きながら、住民の民俗芸能伝承のための事業等が計画され、施設の利用が問題なく行われた。また利用に関するトラブルもない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	上深川町住民及び市民による情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会集会等の機会を通して、資料館の利用計画や利用状況について住民に説明、意見交換が行われた。また見学の要望や問い合わせにも問題なく対応できている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報に記載されている書類等は保管場所を定め、利用者の目に触れる所には置かない等、対応できている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	収支計画に沿って適正に予算が執行された。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、施設の保守・点検その他施設の維持管理が適切に行われたか。	定期的に施設・備品の点検・清掃等が行われており、適切に維持管理が行われた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、適切に行われたか。	自治会長、自治会役員により、定期的に毀損の有無や施設など施設の安全確認が行われた。また事故や災害の際の連絡体制も管理者内で確認されており、適切に対応できるようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	地域の無形民俗文化財の伝承に関する事業等が、計画どおり実施されたか。	ユネスコ無形文化遺産、重要無形民俗文化財に指定されている題目立の後継者育成、定期公開等が、当施設で計画通りに問題なく実施された。これらを通して無形民俗文化財の保存継承を図ることができた。題目立関係資料の保管も適切に行われ、定期公演にあわせて公開も行われた。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者への対応は適切に行われたか、また利用の促進が図られたか。	題目立後継者育成のための地域住民による利用に丁寧に対応した。コロナウィルス感染防止の影響もあり地域住民以外の展示見学者はなかったが、パンフレット、映像などにより、わかりやすく説明できるように準備が整えられていた。	B
	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	収支予算書、通帳、領収書等関係綴りを確認したところ、指定管理料は適正に執行されている。夜間の使用を抑える、施設周辺の草刈を自治会で行うなどで経費縮減に取り組んでいる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	効果的な職員の配置・勤務体制であったか。	自治会長以下、自治会役員と町内隣組6組の組長が当番制で施設の管理、利用者や来訪者への対応を行うことになっており、この体制で問題なく運営が行われた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	設置時から地元自治会による管理運営がなされており、これまでの業務の実績・ノウハウが効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	事業計画に沿って安定的に事業が実施できている。自治会の財務状況も安定している。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域における連携・貢献	地域における連携・貢献に寄与しているか。	題目立の練習、公開の拠点として機能しており、地域に伝わる貴重な無形民俗文化財の後継者育成に寄与した。	A
	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、題目立の伝承活動等のために地域住民が有効に利用できる施設として管理運営がなされている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	適切に施設の管理運営を行うとともに、民俗文化財の伝承活動の拠点として機能するよう、意欲的に取り組んでいる。	A

5. 総合評価

総合評価	上深川歴史民俗資料館の管理運営は、地域に伝わる無形民俗文化財の伝承に関する事業の実施を主な業務としている。管理者は、地域の無形民俗文化財「題目立」(ユネスコ無形文化遺産・重要無形民俗文化財)について、題目立保存会とともに後継者育成の事業を計画して、計画どおり練習等を行い、その成果として令和2年10月12日に題目立を上演した(コロナウィルス感染防止のため見学者を制限のうえ実施)。当該施設は事業の拠点として機能しており、無形民俗文化財の保存伝承に寄与する施設の管理運営ができている。また館蔵資料や文化財への問合せ等にも丁寧に対応している。施設の点検等、日常の維持管理も問題なく行われ、当該施設の指定管理者として適切な管理が行われたと評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--